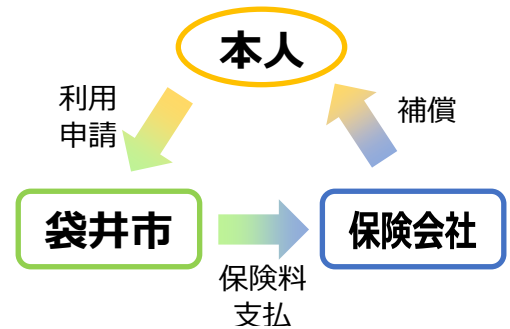


袋井市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業のおしらせ

● 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは

認知症の症状がある方が、他人にケガをさせるなどで法律上の損害賠償責任を負うこととなってしまった場合に、袋井市が加入する保険から **1 事故につき最大 1 億円** まで補償します。

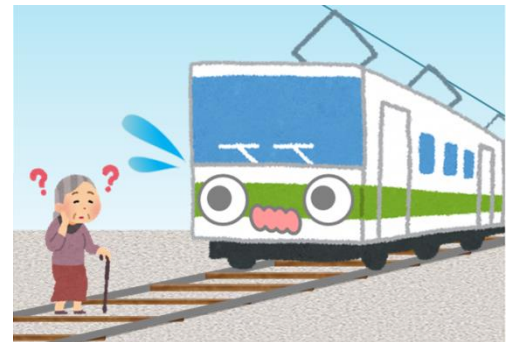
保険料は **袋井市が全額負担** します（個人負担なし）。



● 補償の対象となる場合

例えば、次のようなときに補償の対象となります。

- ▶ 日常生活で他人にケガをさせてしまった
- ▶ 他人の財物を壊してしまった
- ▶ 誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった
- ▶ 他人から預かった物・レンタル品・ホテル等の宿泊施設の管理財物を壊す



● 保険加入の対象となる方

次の①から③までを満たす方が対象となります。

- ① 袋井市に住所を有する方で、市の「はいかいSOSネットワーク事業」に登録しており本事業の利用を希望する方
- ② 本人及び世帯員に市税、介護保険料の滞納のない方
- ③ 本人及び世帯員が加入している保険に同様の補償のない方

● 申込方法

事業利用申請書を袋井市健康長寿課へ提出してください。

市で、加入要件の確認を行い、利用を決定します。1年ごとに利用継続の手続きが必要です。

申込・問い合わせ先

はーとふるプラザ袋井（市総合健康センター） 健康長寿課 地域包括ケア推進係
電話 84-7534 FAX 84-7582